


被災された方が 歯科医療を受診される場合の特別措置

◆被爆者健康手帳や患者票等がなくても、公費負担医療を受けられます

被災に伴い、関連書類等を紛失したり、自宅等から持たずに避難していて、公費負担医療を受けるための必要手続きを取ることができない場合は、被爆者健康手帳や患者票等を持っていなくても、次のような対応をすることで受診できます。

緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

1. 各制度(※)の対象者であることを申し出る  ※各制度の詳細は [こちら](#) を参照
2. 氏名、 3. 生年月日、 4. 住所等を確認する

